

転換社債型新株予約権付社債の提出書類一覧表

〔凡例〕

法…金融商品取引法

令…金融商品取引法施行令

規…有価証券上場規程

施…有価証券上場規程施行規則

(1) 転換社債型新株予約権付社債の発行

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施 417 条(1)	Target (P D F 提出)
(2) 転換社債型新株予約権付社債発行日程表	確定後直ちに	〃	Target (P D F 提出)
(3) 目論見書 (仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※E D I N E T で有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し (訂正効力発生通知書写しを含む)	受領後直ちに	〃	Target (P D F 提出)
(5) 発行価格通知書 (新株予約権の条件等に関する通知書) 算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b の通知書	決定後直ちに	施 418 条(9)	開示資料で代用可 Target (P D F 提出)
a. 算式表示方式による発行価格通知書 (算式表示方式による新株予約権の条件等に関する通知書)	〃	〃	〃
b. 発行価格の確定値通知書 (新株予約権の条件等の確定に関する通知書)	確定後直ちに	〃	〃
(6) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可能期間の初日の前日まで (令第 22 条第 2 項から第 4 項)	施 417 条(1)	Target (P D F 提出)
(7) 安定操作取引委託者通知書 ※令第 20 条第 3 項第 5 号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施 418 条(8)	Target (P D F 提出)
(8) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施 418 条(9)	Target (P D F 提出)
(9) 有価証券上場申請書 (新株予約権の権利行使分)	行使請求期間開始日の 3 週間前 (決議後)	規 301 条②	Target (直接入力)
(10) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに (決議日の前営業日まで)	施 417 条(1)	Target (P D F 提出)
(11) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ。	事業年度の末日から 1 年を経過するごと (3 年以内に限る)	規 601 条① (9) の 2 施 601 条⑨(3)	Target (P D F 提出)

※ 1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※ 2 発行登録を行う場合は、有価証券上場規程施行規則第 4 1 7 条第 2 号に定める書類の提出を要します。

(2) 転換社債型新株予約権付社債の上場申請

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 有価証券新規上場申請書（目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む）を添付）	上場申請日	規 919 条①	Target（直接入力）
(2) 信託証書（担保付社債等の場合のみ）、社債管理委託契約書及び発行（期中）事務委託契約書その他当取引所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の写し	”	施 914 条(1)	Target（PDF 提出）
(3) 本券見本（当取引所所定の「証券見本目録」添付） ※当該銘柄が指定振替機関の振替業において取り扱われない場合のみ。	”	施 914 条(2)	見本
(4) 転換社債型新株予約権付社債券上場契約書	”	規 918 条①	Target（PDF 提出）

- ※1 (3) の提出が上場申請日後となる場合には、申請日に「本券作成に係る確約書」を提出してください。
- ※2 (4) については、東証に上場している転換社債型新株予約権付社債（ただし 2002 年 4 月 1 日以降に上場したものに限る。）の発行者が、他の転換社債型新株予約権付社債の上場を申請する場合には不要となります。
- ※3 新規上場申請方法の詳細については、東証上場部にお問い合わせください。

(3) 転換社債型新株予約権付社債の発行後の提出書類（上場債も含む）

a. 上場株式数報告書

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
上場株式数報告書(月間報告)	翌月初 (7 日まで)	施 421 条①(1)	Target（直接入力）

b. 新株予約権の内容その他条件の変更（行使価額の変更を含む）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書	確定後直ちに	施 418 条(12)	※参照

- ※1 行使価額が変更になる場合は、上場債に限り Target の「行使価額変更決定通知」を提出してください。
- ※2 非上場債の場合には Target のその他届出書類から PDF ファイルで提出してください。また、非上場債に限り開示資料での代用が可能です。

(4) 上場転換社債型新株予約権付社債の上場後の提出書類（非上場債は提出不要）

a. 新株予約権の権利行使

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 新株予約権の大量行使の通知 ※月初からの行使累計が各銘柄の発行総額の 10% 以上となった場合のみ。	その都度 遅滞なく	施 421 条①(2)	Target（PDF 提出）
(2) 上場額面総額が 5 億円未満及び 3 億円未満となった場合の新株予約権行使報告	判明後直ちに	”	Target（PDF 提出）

- ※ 提出に際しては、Target の「書類を提出する」画面で「大量行使報告等（転換社債型新株予約権付社債・E B）」を選択してください。

b. 上場転換社債型新株予約権付社債の償還又は買入消却

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 転換社債型新株予約権付社債の償還方法の決定に関する通知書	決議又は決定後直ちに	施 418 条(5)	Target (P D F 提出)
(2) 有価証券変更上場申請書 (上場額面総額変更) ※買入消却の場合には Target で「買入消却報告」を別途提出	償還金額確定後直ちに又は買入消却実施後直ちに	規 957 条②	Target (P D F 提出)

c. 信託契約、発行契約又は社債管理委託契約等の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の契約書写し	変更契約後直ちに	施 418 条(4)	Target (P D F 提出)

※ 社債管理委託契約等には、発行事務委託契約及び期中事務委託契約も含まれます。

d. 期限の利益を喪失した場合又は社債権者集会が開催される場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 期限の利益喪失に係る通知書写し (その理由も記載)	受理後遅滞なく	施 419 条(2)	Target (P D F 提出)
(2) 社債権者集会招集通知書写し	〃	施 419 条(3)	Target (P D F 提出)
(3) 社債権者集会決議通知書写し	〃	〃	Target (P D F 提出)

e. 商号変更に伴い上場転換社債型新株予約権付社債の銘柄名が変更する場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
有価証券変更上場申請書 (商号変更)	変更日の3週間前	規 957 条②	Target (P D F 提出)

f. その他上場転換社債型新株予約権付社債に関する権利等に係る重要な事項

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議又は決定後直ちに	施 418 条(24)	Target (P D F 提出)
(2) 有価証券変更上場申請書	効力発生の3週間前まで	規 957 条②	Target (P D F 提出)

g. 上場転換社債型新株予約権付社債が上場廃止となる場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
有価証券上場廃止同意書	該当後直ちに	規 421 条②	Target (直接入力)

※ 行使請求期間満了により上場廃止となる場合は、行使請求期間満了日の4週間前までに提出してください。

各種申請書については、東証ホームページよりダウンロードできます。

東証ホームページ URL: <http://www.tse.or.jp/>